

# 生活保護制度の現状等について

社会・援護局保護課保護事業室長

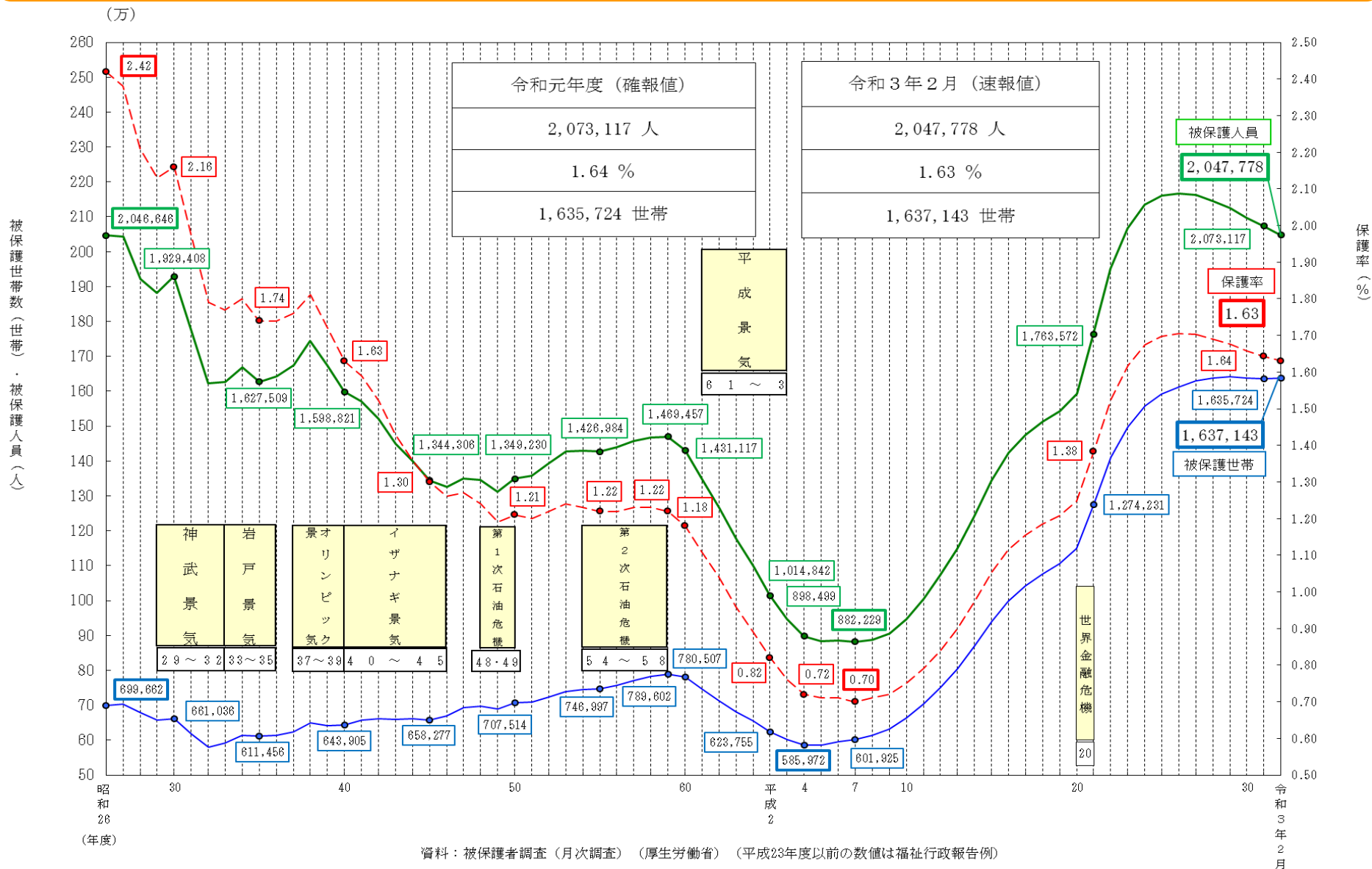
西澤 栄晃

# ①受給者の動向

# 被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

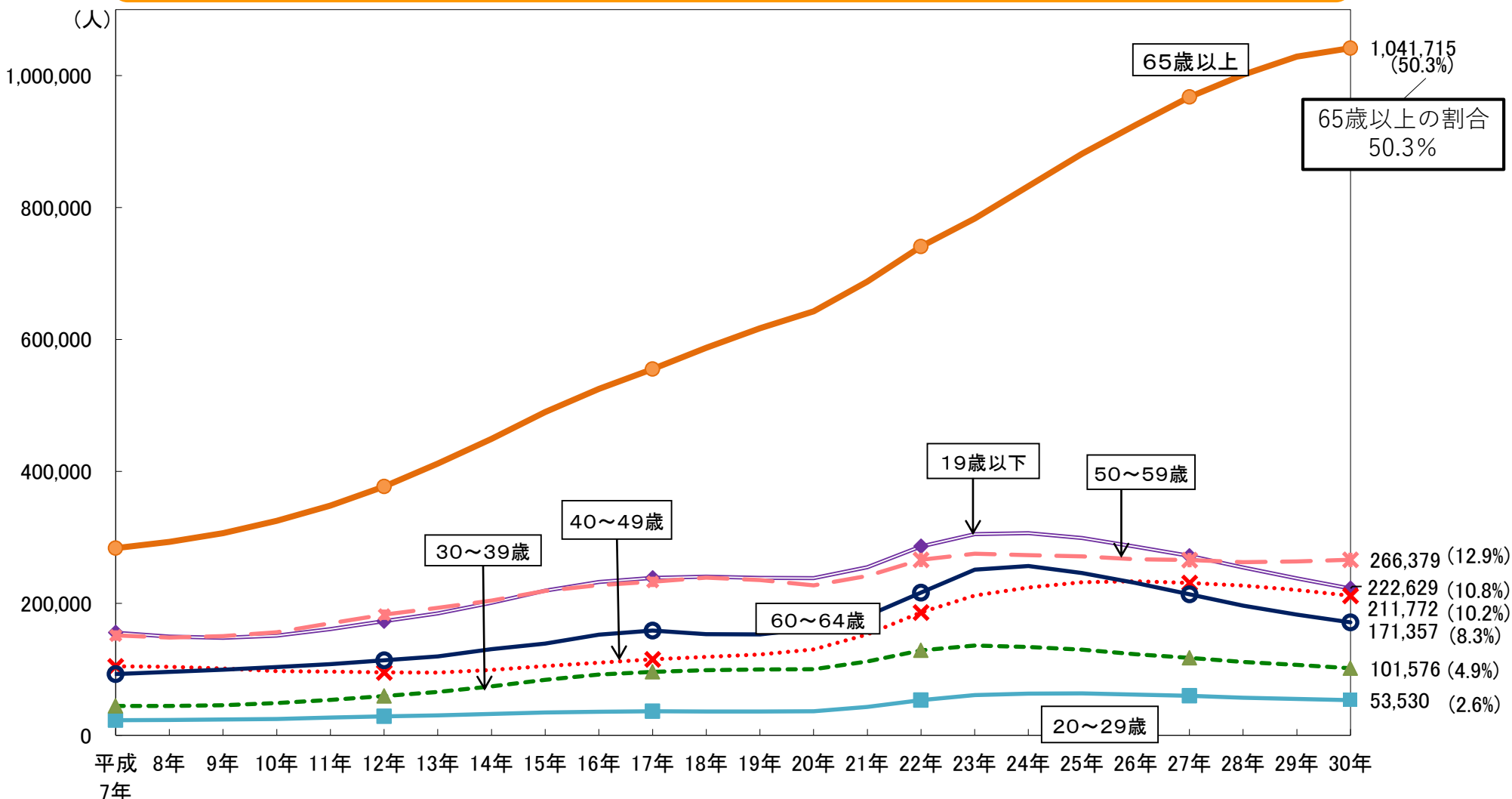
○生活保護受給者数は約205万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、母子世帯及び障害者・傷病者世帯は減少傾向が続いている。



# 年齢階級別被保護人員の年次推移

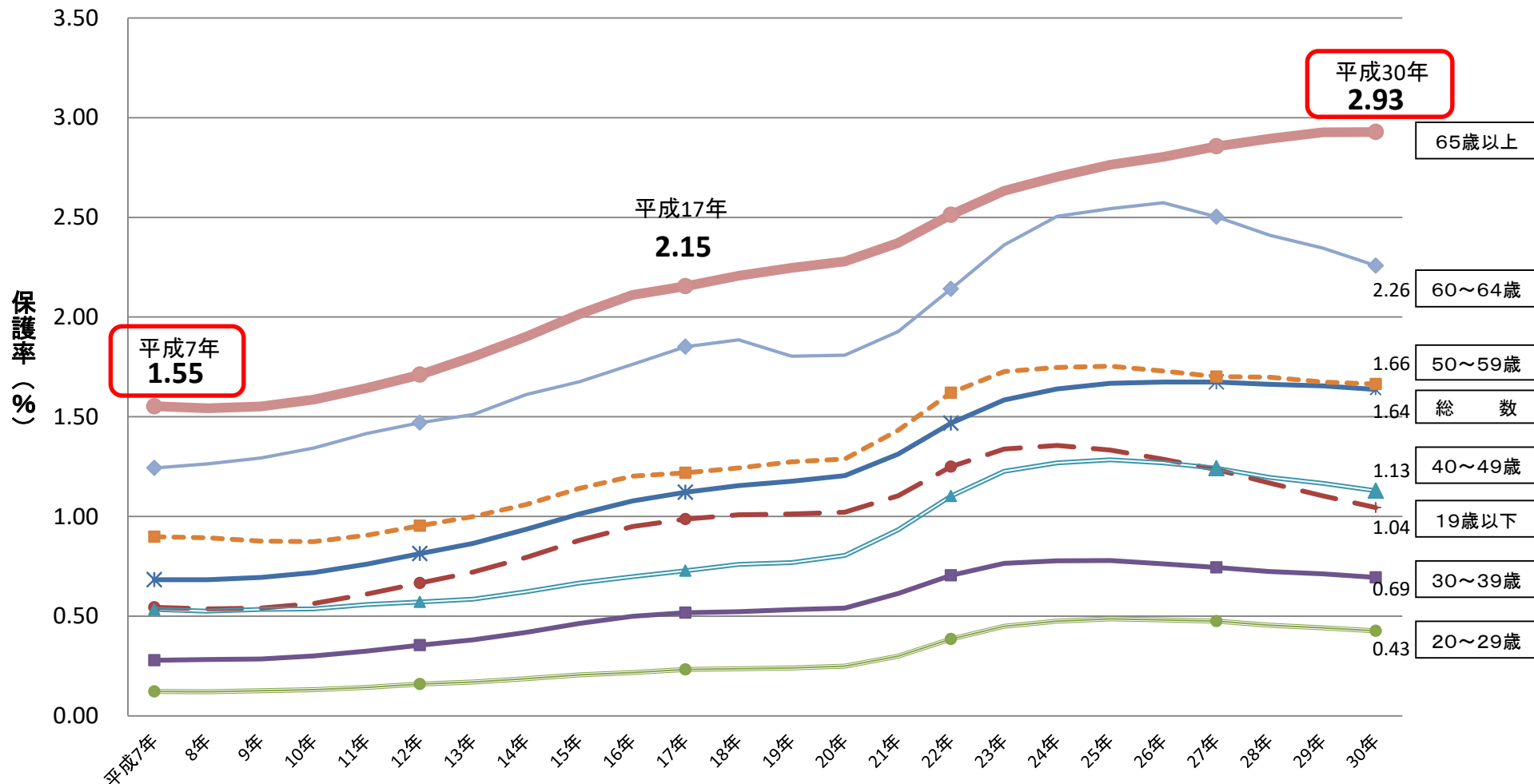
- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の半数は65歳以上の者。



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査） ※各年7月調査日時点

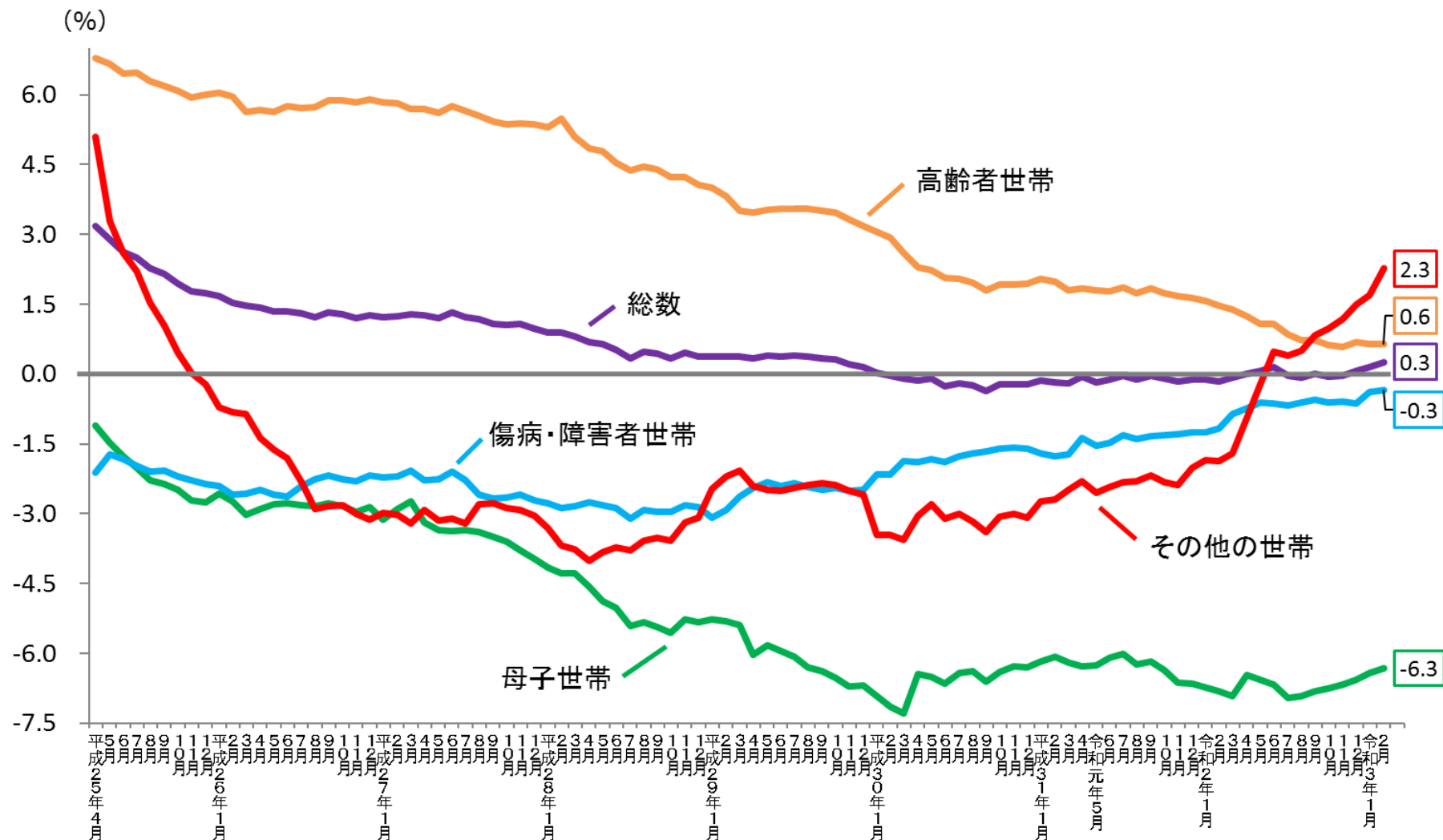
## 年齢階級別 保護率の年次推移

○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）

# 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



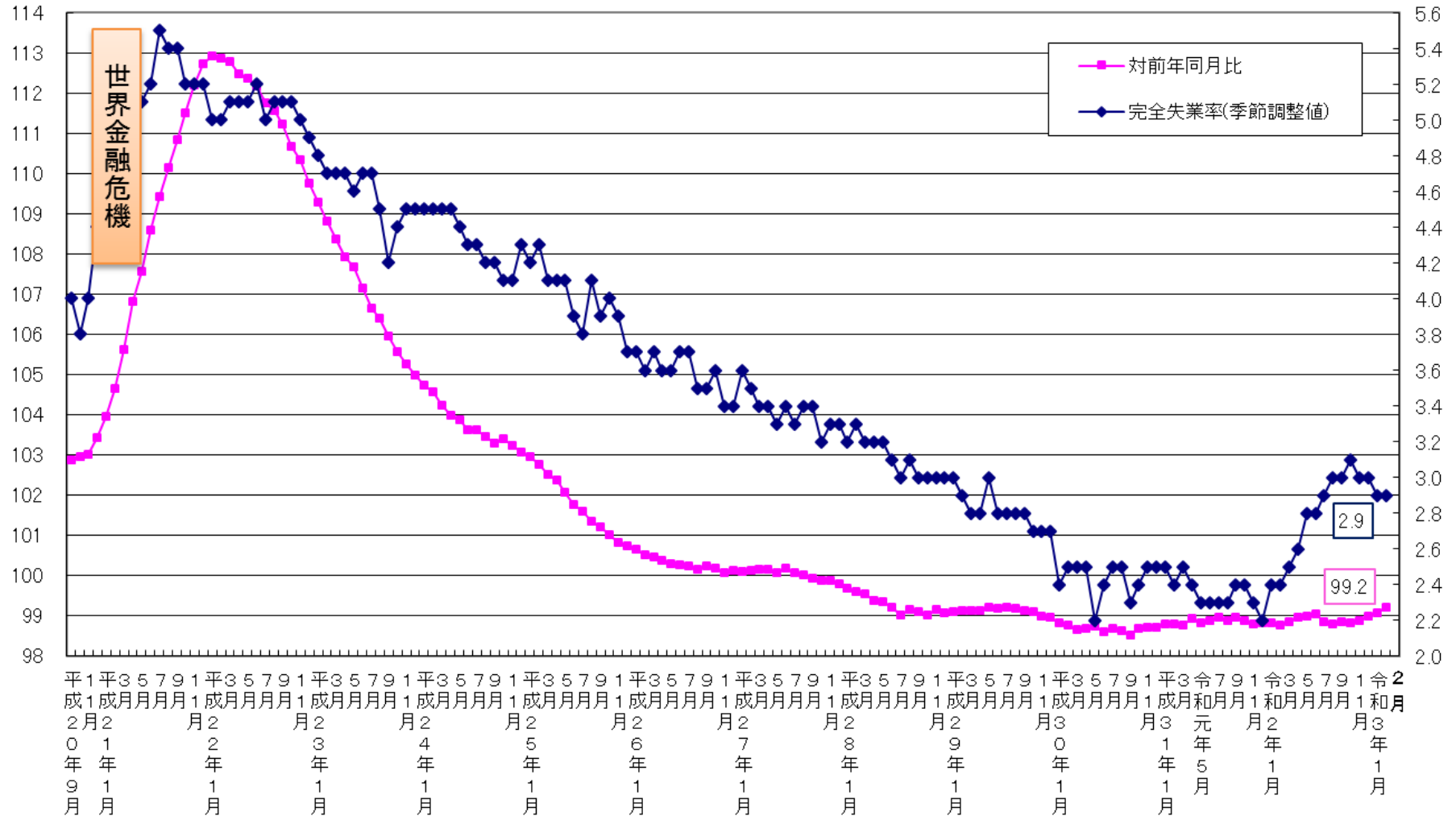
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（令和2年4月以降は速報値）

※総数には保護停止中を含む。

# 被保護実人員の対前年同月比と失業率の推移

被保護実人員  
対前年同月比  
(%)

失業率(%)

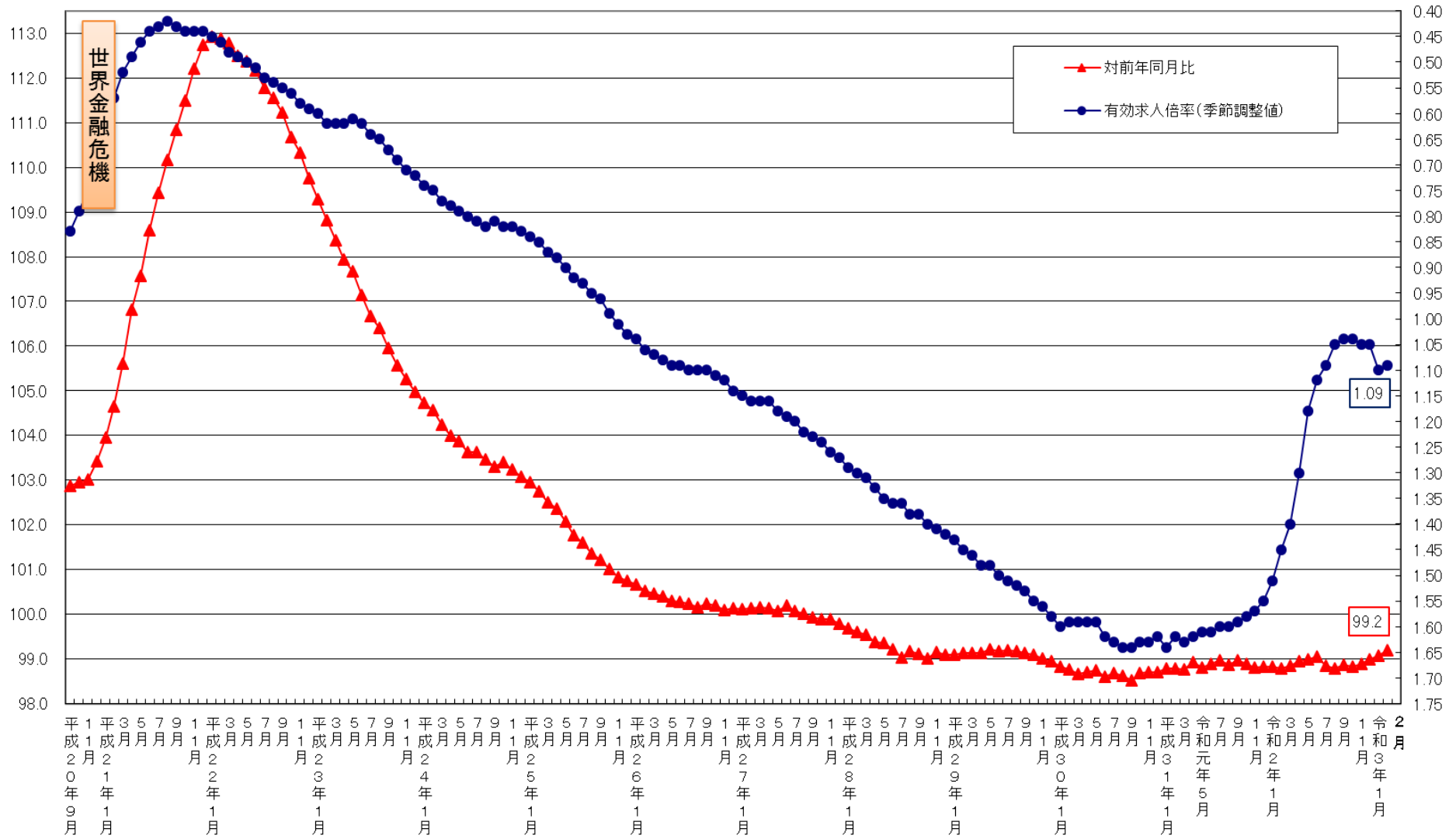


資料: 被保護者調査 月次調査(厚生労働省)(平成24年3月以前は福祉行政報告例)[令和2年4月以降は速報値]、労働力調査(総務省)

被保護実人員  
対前年同月比  
(%)

## 被保護実人員の対前年同月比と有効求人倍率の推移

有効求人倍率(倍)



# 生活保護の最近の状況

## ■生活保護受給者数

	令和2年										令和3年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
生活保護受給者数(万人)	206.7	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0	204.9	205.0	205.0	204.8
対前年同月比(%)	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 0.8
対前月比(%)	0.1	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.03	0.02	▲ 0.1	0.1	▲ 0.04	▲ 0.1

## ■生活保護受給世帯数

	令和2年										令和3年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
生活保護受給世帯数(万世帯)	163.5	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7	163.6	163.8	163.8	163.7
対前年同月比(%)	▲ 0.1	0.01	0.1	0.1	▲ 0.03	▲ 0.1	0.002	▲ 0.1	▲ 0.03	0.1	0.2	0.3
対前月比(%)	0.1	▲ 0.04	0.1	0.02	0.01	▲ 0.1	0.02	0.1	▲ 0.02	0.1	0.004	▲ 0.1

## ■保護の申請件数

	令和2年										令和3年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
保護の申請件数	21,030	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621	19,072	17,308	20,061	17,424
対前年同月比(%)	7.4	24.9	▲ 9.7	▲ 4.4	▲ 11.1	▲ 4.1	1.7	1.8	2.7	6.5	7.2	8.1
対前月比(%)	30.5	2.2	▲ 16.3	▲ 4.4	14.3	▲ 11.2	8.9	▲ 2.0	2.4	▲ 9.2	15.9	▲ 13.1

## ■保護開始世帯数(決定件数)

	令和2年										令和3年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
保護開始世帯数	18,713	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928	16,905	17,272	16,072	16,518
対前年同月比(%)	6.4	14.9	7.5	▲ 6.3	▲ 14.5	▲ 7.8	3.6	▲ 3.4	2.6	4.0	8.2	9.8
対前月比(%)	24.4	3.5	▲ 12.7	▲ 10.4	5.9	▲ 7.9	12.5	1.9	▲ 0.1	2.2	▲ 6.9	2.8

※令和2年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

# 救護施設入所者の状況

令和2年10月1日現在

## ○性別

	男性	女性	無回答	計
人数	7,666	3,898	11	11,575
割合	66.2%	33.7%	0.1%	100.0%

## ○年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	計
人数	5	67	232	881	2,114	1,962	6,314	11,575
割合	0.0%	0.6%	2.0%	7.6%	18.3%	17.0%	54.5%	100.0%

## ○入所期間

	1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年以上～ 10年未満	10年以上	計
人数	1,552	1,331	976	837	630	2,221	4,028	11,575
割合	13.3%	11.5%	8.4%	7.2%	5.4%	19.2%	34.8%	100.0%

## ○利用者の障害状況

	障害なし	身体障害	知的障害	精神疾患・ 障害	発達障害	生活障害	その他	無回答	計
人数	1,573	1,855	2,910	6,957	121	568	143	21	16,465
割合	10.5%	7.6%	13.5%	41.1%	4.0%	5.0%	9.4%	0.6%	100.0%

## ○障害者手帳の保有率

- ・身体障害のある利用者1,855人のうち、手帳保有率は79.7%。1級27.7%、2級21.9%
- ・知的障害のある利用者2,910人のうち、手帳保有率は71.5%。最重度10.5%、重度29.7%
- ・精神障害のある利用者7,021人のうち、手帳保有率は72.4%。1級19.3%、2級71.6%

## ○金銭管理の状況

- ・全額自己管理:18.9%、全額施設管理:42.0%、一部施設管理:38.8%

## ○利用者の進路(施設の計画・方針)

- ・現在の救護施設に継続入所:82.9%、他制度(他法施設等)への移管:9.0%、地域(居宅)生活移行:7.7%

## 救護施設の入所前と退所先の状況

<入所前(28年10月時点入所者の状況)>

	人数	割合
居宅	530	22.3%
救護施設	110	4.6%
更生施設	21	0.9%
宿所提供施設	12	0.5%
ホームレス自立支援センター	36	1.5%
シェルター	47	2.0%
無料低額宿泊所	174	7.3%
旅館・宿泊施設等	7	0.3%
障害者支援施設	26	1.1%
共同生活介護	3	0.1%
共同生活援助	41	1.7%
福祉ホーム	3	0.1%
介護保険施設	21	0.9%
老人福祉施設	5	0.2%
児童福祉施設	8	0.3%
婦人保護施設	10	0.4%
その他の社会福祉施設	24	1.0%
精神科病院	633	26.7%
一般病院	261	11.0%
司法施設	64	2.7%
友人・知人	37	1.6%
野宿生活	218	9.2%
その他	70	2.9%
無回答	12	0.5%
合計	2,373	100.0%

<退所先(27年度退所者の状況)>

	人数	割合
救護施設	78	3.3%
更生施設	7	0.3%
宿所提供施設	3	0.1%
ホームレス自立支援センター	0	0.0%
シェルター	0	0.0%
無料低額宿泊所	9	0.4%
旅館・宿泊施設等	12	0.5%
障害者支援施設	16	0.7%
介護保険施設	168	7.1%
老人福祉施設	106	4.5%
その他の社会福祉施設	23	1.0%
家族と同居	33	1.4%
アパート等	584	24.6%
グループホーム・福祉ホーム	107	4.5%
就労先の寮	60	2.5%
入院(精神科病院)	316	13.3%
入院(一般病院)	163	6.9%
司法施設	22	0.9%
死亡	369	15.5%
不明	253	10.7%
その他	41	1.7%
無回答	3	0.1%
合計	2,373	100.0%

## ②新型コロナウイルスへの対応

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和3年3月末から令和3年6月末へ延長。  
(総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末までに初回貸付を申請した世帯をもって終了する。)

予備費措置額: 3,410億円  
(予算措置額合計: 1兆5,203億円)

令和元年度予備費交付額 267億円  
令和2年度第1次補正予算額 359億円  
令和2年度第2次補正予算額 2,048億円  
令和2年度第3次補正予算額 4,199億円  
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円  
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

## 【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

## 償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

- 確認対象
  - 緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
  - 総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
  - 総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
  - 総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

## 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり: 無利子 保証人なし: 年1.5%	無利子

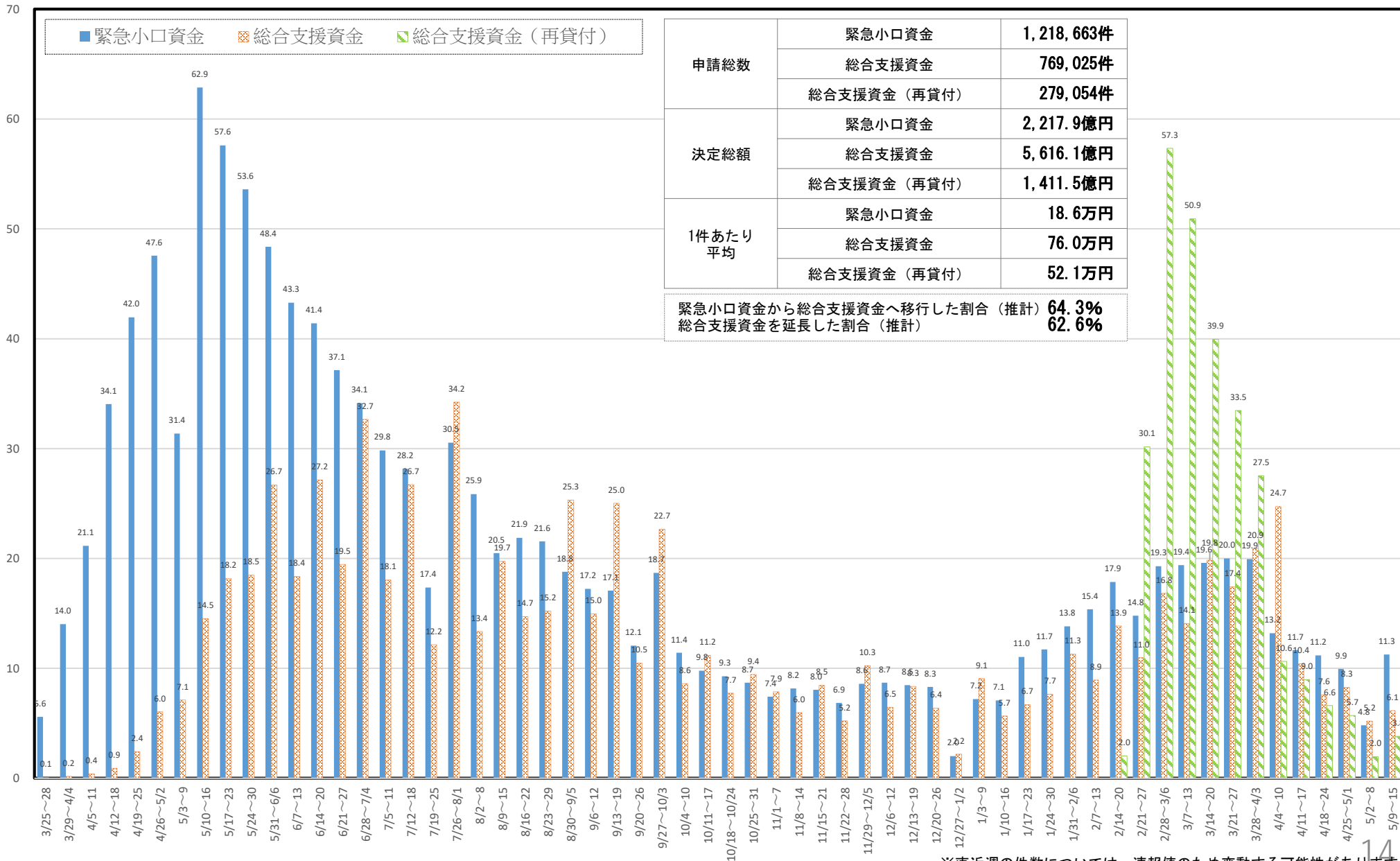
注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。

# 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

申請件数(千件)

令和3年5月19日現在(速報値)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

# 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

〔 令和3年度当初予算 298億円の内数 〕

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

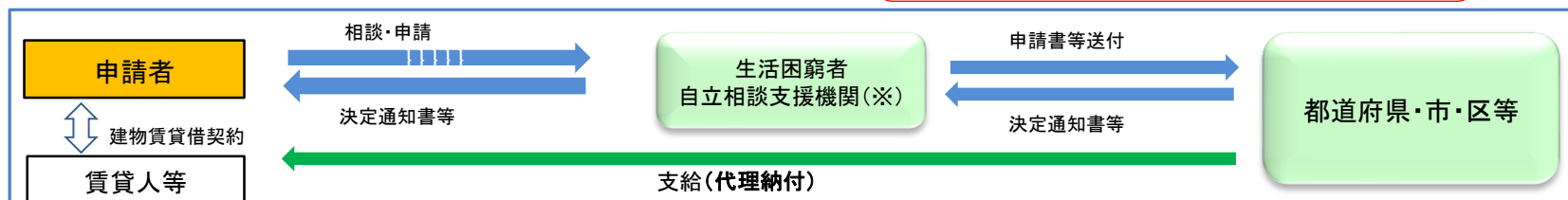
【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

令和3年6月末までの間、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

※「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」(3月16日)において3月末から6月末への延長を発表

## 【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

緊急小口資金等の様々な支援を行った上で、なお生活に困窮し、最低生活を維持できない方に対しては、最後のセーフティネットとして生活保護を実施

## 1. 適切な対応

○生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項として、以下について、随時、事務連絡(※)により周知

(※)令和2年3月10日、4月7日、5月8日、5月26日、9月11日、

令和3年1月7日、1月29日、2月26日、4月6日付けで通知・事務連絡を发出。

- 申請権の侵害の防止(いわゆる「水際対策」をしない)、速やかな保護決定
- スムーズな就労再開のため、資産の保有等の柔軟な取扱い(通勤用自動車や自営業用の資産の一時的な保有)
  - ・ 新たに民間保険も同様に取扱う旨を周知(令和3年1月29日付け)
  - ・ 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引っ越しさせない取扱い(転居指導の留保)(令和3年2月26日付けで事務連絡を发出)
  - ・ 上記の通勤用自動車等について、従来期間である1年を経過した場合でも処分しなくてよい(令和3年4月6日付け)
- 就労の場がない場合は、稼働能力の活用の判断を留保
- 扶養照会を行わない例について、以下のとおり弾力化。(令和3年2月26日付けで通知・事務連絡の改正、事務連絡の发出)
  - ・【改正前】「生活保護受給者の生活歴に特別の事情がある場合」として「20年間音信不通」を例示
    - ⇒「著しい関係不良」の場合として整理
    - (具体例として、「親族に借金を重ねている」、「相続をめぐり対立している」、「縁が切られている」を例示)
    - ⇒「20年音信不通」は、「著しい関係不良」の具体例のひとつとして「一定期間(例えば10年程度)」と例示
  - ・【改正前】DVのみを例示 ⇒ DVの他に虐待等の場合を例示として追加
- 生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の窓口の連携

## 2. 予算措置

- 面接相談等の業務の臨時職員雇上げ費用(二次補正(4.2億円)、三次補正予算(140億円の内数))
- 業務のデジタル化による効率化の試行事業(三次補正予算(4.8億円))

# 保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等

令和元年度予算  
(生活困窮者補助金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援
  - ・衛生用品(マスク、消毒液等)の緊急調達
  - ・衛生環境改善(施設内消毒等)
  - ・感染予防等の広報・啓発(障害を抱える施設利用者への資料(点字等)作成)

令和2年度第1次補正予算  
(生活困窮者補助金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援(継続)

令和2年度第1次補正予算  
(社会福祉施設等施設整備補助金)

- 1 保護施設、無料低額宿泊所の個室化改修をメニューに追加

令和2年度第2次補正予算  
(生活困窮者補助金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援(継続)
- 2 救護施設職員への慰労金支給
- 3 保護施設等の事業継続支援等
  - ・保護施設でのかかりまし経費  
(追加人件費、職員個人購入衛生用品、行政検査が受けられない場合の検査費用等)支援
  - ・自治体の実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画(BCP)の作成
- 4 生活困窮者等の住まい対策(居宅生活移行緊急支援事業)

保護施設事務費  
(生活保護費負担金)

- 【次の経費に特別基準を設定】
- 1 救護施設及び更生施設における施設外での一時的な見守り支援にかかる経費  
(見守りのための居室確保等費用、非常勤職員等の雇上費用)
  - 2 保護施設が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画(BCP)の作成にかかる経費

令和2年度第3次補正予算  
(新型コロナウイルス感染症セーフティネット  
強化交付金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等(継続)
- 2 保護決定等体制強化事業(就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応)

令和3年度当初予算案

- 1 生活困窮者等の住まい対策(居住不安定者等居宅生活移行支援事業)  
(居宅生活移行総合支援事業の拡充)

# 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

令和2年度 第三次補正予算  
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

## 事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販売からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

## 事業内容

### 保護施設等の衛生管理体制確保支援

#### 1. 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販売から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーテーションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

#### 2. 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

#### 3. 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。

#### 4. 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業

主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

#### 5. 事業継続に向けた各種取組支援

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

## 事業スキーム等



補助対象者	補助率
都道府県・市・特別区・福祉事務所を設置する町村	国3/4

## 救護施設等への新規入所者等にかかる一時滞在場所の確保等の支援

### 事業概要

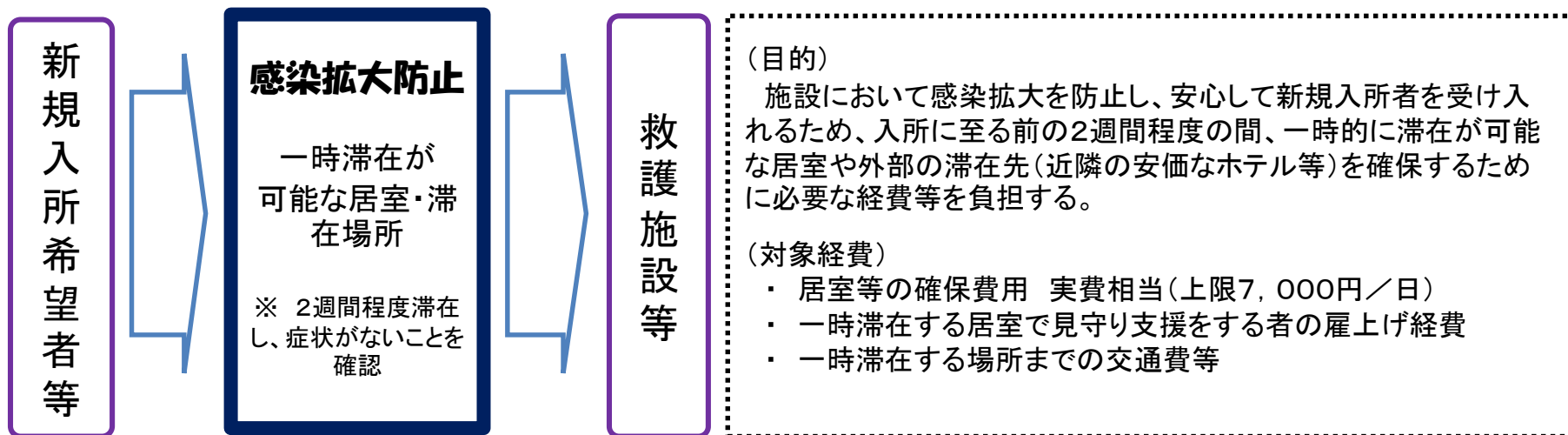
令和3年度予算案(保護施設事務費)

救護施設等への新規入所を希望する者等について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一定期間滞在場所を確保するとともに、見守りを支援する場合にかかる経費を負担する。

また、施設の事業継続計画(BCP)の策定、救護施設等職員の感染症予防等研修にかかる経費等を負担する。

### 事業内容

#### (1) 救護施設等への新規入所者等の一時滞在場所の確保・見守り支援



#### (2) 救護施設等職員の感染症予防等研修

施設の事業継続計画(BCP)の策定、施設内での感染を未然に防止するために必要な知識・ノウハウを救護施設等職員が習得するための研修の実施にかかる経費等を負担する。

保護施設事務費の加算措置(負担率3/4)

## ③その他

# 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

## 1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

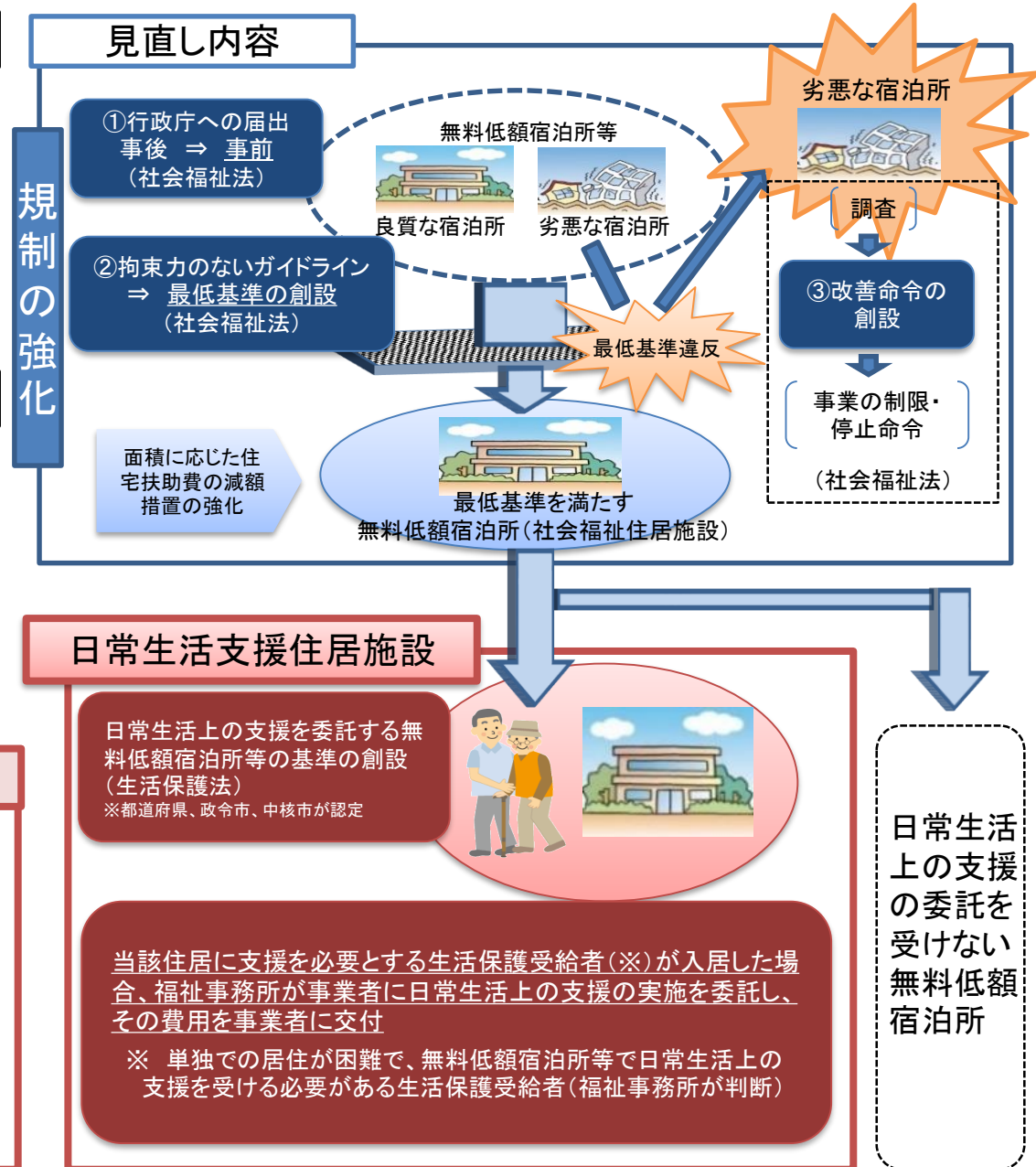
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

## 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

## 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)  
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費  
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
- ※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール  
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始



# 居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和3年度予算案: 7.4億円

## 事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

## 事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

### (1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

### (2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

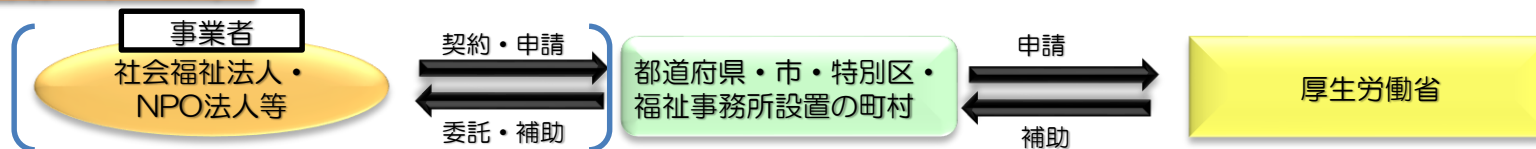
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要に応じた助言等を実施する。

### (3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

## 補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国3/4、自治体1/4

# 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心**というこれまでの社会保障の構造を見直し、**全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」**を構築するため、所要の改正を行う。

## 改正の概要

### 1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

#### (1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

#### (2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

#### (3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

### 2. 子ども・子育て支援の拡充

#### (1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

#### (2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

### 3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくりの強化)

#### ○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

- ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

### 4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、医療及び介護の総合的な確保に関する法律】

等

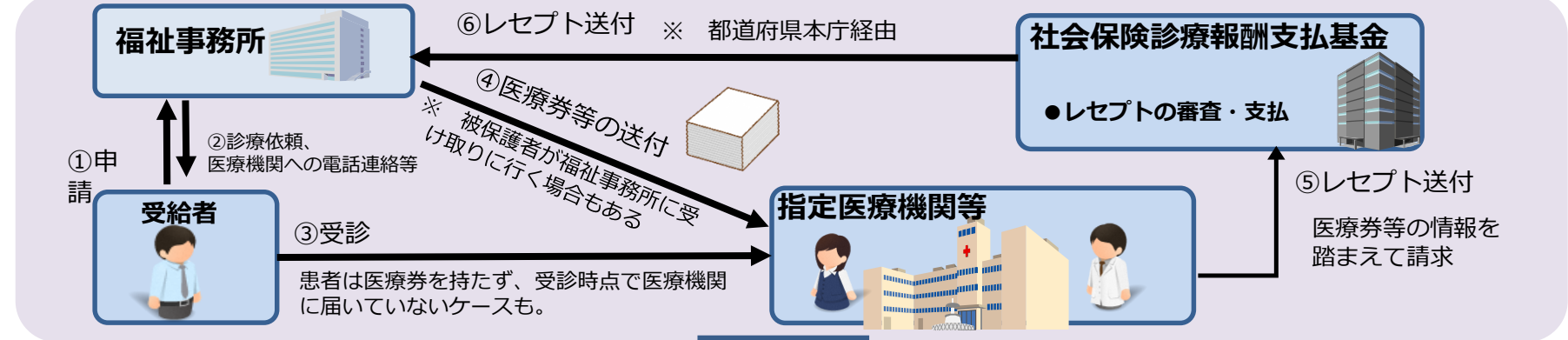
## 施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

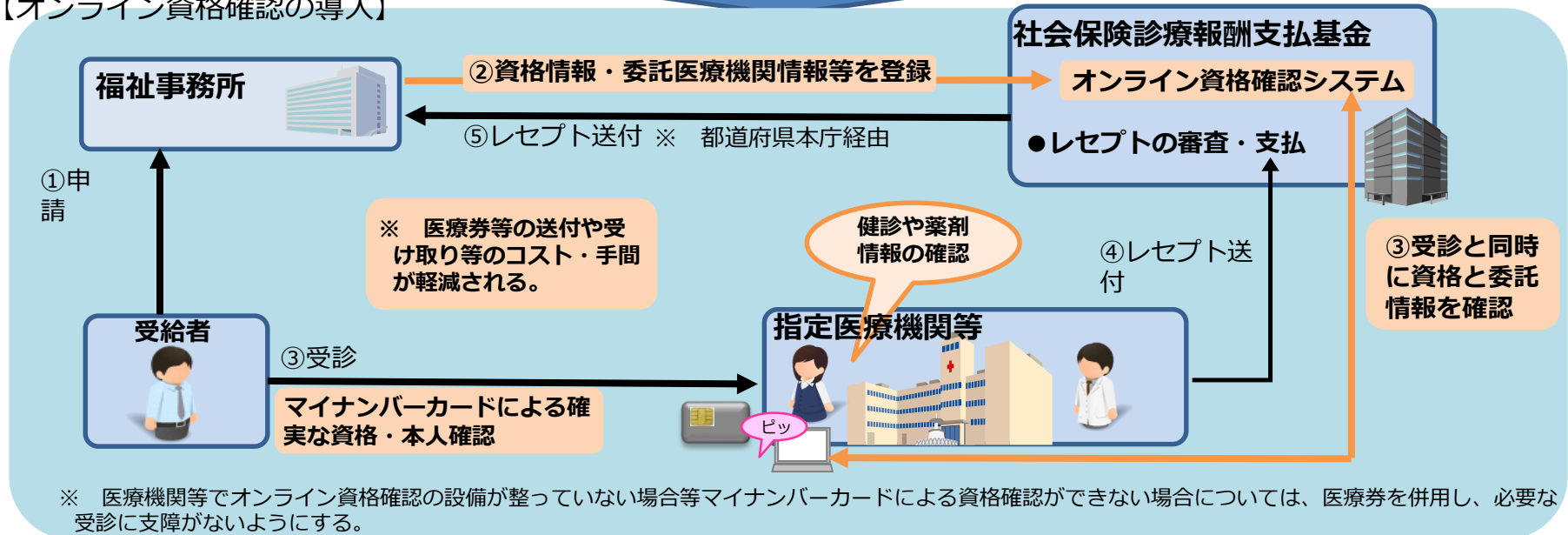
## 4(3) 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入

- 生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。
- 適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持。

### 【現行の医療扶助の受診】



### 【オンライン資格確認の導入】



【施行時期】：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(一部を除く)